

全建事発第107号
令和5年1月6日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 奥村 太加典
〔公印省略〕

「電子情報処理組織を使用して建設業の許可を申請する場合に
提出を省略することができる書面又は書類を定める件」の制定について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年1月からの建設業許可・経営事項審査電子申請システムの運用に向け、本年8月に公布された建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第60号）により、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）を改正し、電子申請システムにより建設業許可の申請を行った場合は、申請時に提出が必要な書類のうち「国土交通大臣が定める一部の書面又は書類」について、その提出を省略することができることとしたところです。

これを受け、今般、国土交通省では、「電子情報処理組織を使用して建設業の許可を申請する場合に提出を省略することができる書面又は書類を定める件」（令和4年国土交通省告示第1302号）を告示し、下記のとおり、提出を省略することのできる書面又は書類を定めたことについて本会に対し、別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 電子申請システムにより建設業許可の申請をする者は、専任技術者証明書のうち、「技術検定の第二次検定の合格証明書」及び「監理技術者資格者証の写し」の提出を省略することができることとする（合格証明書：令和5年1月10日～、監理技術者資格者証の写し：同年4月1日～）。
2. 電子申請システムにより国土交通大臣に対して建設業許可の申請をする者は、当該者が法人である場合にあつては「登記事項証明書」を、当該者が個人である場合（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合に限る。）にあつては「その法定代理人の登記事項証明書」の提出を省略することができることとする（令和5年1月10日～）。

【添付資料】

- ・別紙1 国土交通省通知文（電子申請告示の制定について）
- ・別紙2 国土交通省告示（電子申請告示の制定について）

以上

(担当) 事業部 山中

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp